

広告

企画制作・お問合せ先
日経エージェンシー
TEL.03-5259-5430

事業承継税制の特例措置によって 自社株の贈与・相続時の納税猶予条件が緩和

非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予・免除の一般措置と特例措置

	一般措置	特例措置
事業計画の策定等	不要	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日～2023年3月31日)
適用期間	なし	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日～2027年12月31日)
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与:100% 相続:80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保条件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	弾力化
事業の承継が 困難な事由が生じた場合	免除なし	免除あり
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 20歳以上の推定相続人・孫への贈与	60歳以上の者から 20歳以上の者への贈与

※国税庁の資料をもとに作成

日本では全企業数の99%以上が中小企業であり、従業員数でも被雇用者の6割以上を占めているが、その数は年々減ってきている。原因の1つが後継者難だ。少子化と経営者の高齢化によって、経営そのものは順調なのに後継者がいないために事業を継続できないケースが増えている。そこで、後継者が自社株を引き継ぐときの税負担を軽くする制度が設けられ、利用するための条件が緩和されてきている。

自社株の税負担が事業承継のネックに

事業を承継するにあたっては、事業そのもののや経営資源などのほかに、自社株も後継者に引き継がなければならない。現在の経営者が何の準備もしていないまま相続を迎えると、自社株が分散して安定した経営が難しくなる。そのため、自社株は生前贈与や遺言などを利用して後継者に集中させるのが望ましい。

しかし、非上場会社の株式は経営が健全であればあるほど相続税評価額が高くなる。後継者が自社株を生前贈与されたり相続で取得したりした場合の税負担は重く、納税が困難なために事業が承継できないというケースも生じる。

そうした事態を避けるために、2009年に自社株にかかる贈与税・相続税の納税が猶予される制度が設けられたが、適用条件が厳しいことから利用が進まなかった。

そこで15年に条件が緩和され、さらに18年度の税制改正で事業承継税制に関する特例措置が設けられた。これによって、10年間という期限つきではあるものの、現行制度に上乗せする形で、非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予の条件が大幅に緩和されている。

対象株数の上限撤廃 猶予割合の拡大など

特例では、納税猶予の対象となる株式数に対する「発行済議決権株式総数の3分の2まで」という条件が撤廃され、納税猶予される相続税額も80%から100%に拡大された。

また、これまでは1人の経営者から1人の後継者への贈与・相続しか認められなかったが、複数の株主から最大で3人の後継者への贈与・相続も適用の対象となる。

猶予を受けて事業を承継してから5年間は、平均で8割以上の雇用を維持しなければならない納税猶予が打ち切られる点は、特例によって、この要件を満たさない場合、理由を記載した書類を都道府県に提出すれば猶予が継続されることになった。

後継者が承継した自社株を売却したり廃業したりする際、従来は承継時の株価が評価額となっていたため、株価が下落したときの税負担が重かった。そこで、売却額や廃業時の評価額をもとに納税額を計算する仕組みも設けられた。

19年の税制改正では、個人事業者の事業承継を促進するために、事業用資産にかかる贈与税・相続税制度の納税猶予制度も導入された。

個人事業者は、小規模宅地の特例によって事業用の土地の相続税評価額が最大80%減額されるが、19年1月から28年末までの間に相続人が事業を継続する場合、事業用の建物や自動車など減価償却資産に対する贈与税・相続税の全額が納税猶予される。

自社株の納税猶予は18年1月から23年末まで、個人事業者の納税猶予は19年4月1日から24年3月末までの間に、中小企業が認定した認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けて作成された「特例承継計画」を都道府県に提出することが条件となっている。

認定経営革新等支援機関とは、税務や法務の専門家や中小企業や個人事業主にアドバイスを行う法人・個人のこと。相続はいっ起ころかわからないので、認定経営革新等支援機関に認定されている税理士などに相談して、早めに準備しておくことが、円滑な事業承継につながる。

事業承継税制プロフェッショナル 税理士30選

Vol.01

高野総合グループ 税理士法人 高野総合会計事務所

高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢85名を超える専門家集団(内、税理士23名、公認会計士16名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号
【支部】千歳
【代表】総括代表 公認会計士 税理士 高野 角司

TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com>

銀座K.T.C税理士法人

事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後顧の憂いなく将来に向けた気持ちで前向きなものになります。当事務所における相続・事業承継グループの専門家集団が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

【設立】1990年 【所属】東京税理士会 京橋支部 【法人番号】第704号
【代表】代表社員 税理士 市瀬 洋平

TEL.03-3541-2958 <http://www.ktctax.com>

ランドマーク税理士法人

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

【設立】1997年 【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号
【支部】丸の内、新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜緑区、川崎、登戸、湘南台、朝陽台
【代表】代表社員 税理士 清田 幸弘

TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

しんせい総合税理士法人

しんせい総合税理士法人は、事業の承継に関するニーズが高まる中、事業承継税制の活用を含めた様々なシミュレーションを試み、丁寧なコンサルティングを実施することで、個々の事情に応じた効果的なプランを提案し実現していきます。

【設立】2002年 【所属】名古屋税理士会 名古屋西支部 【法人番号】第269号
【支部】名古屋西、名古屋中、岐阜南、岡崎、神奈川
【代表】代表社員 税理士 浅野 洋

TEL.052-504-1133 <http://www.shinseisogo.com>

税理士法人レガシィ

大幅に税負担が緩和される事業承継税制はお客様にとって有力な選択肢の1つになるだろうと考えています。税理士法人レガシィでは、50年以上の相続・事業承継に関する日本最大級のノウハウと実績のもとに、オーナー様の思いに寄り添いお手伝い致します。

【設立】1964年 【代表】部門責任者 公認会計士 税理士 天野 大輔
【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第378号

TEL.03-3214-1717 <https://legacy.ne.jp>

大きく緩和された事業承継税制は、生前の株式承継のみならず個人の相続や会社の経営にも影響を与えるため、綿密な計画が必要です。当事務所では、お客様それぞれのニーズに合わせた事業承継の形を提案し、スムーズな事業承継が行えるようサポートしています。

税理士法人渡邊芳樹事務所

【設立】1997年 【所属】東京税理士会 麻布支部 【法人番号】第733号 【支部】麹町、大阪
【代表】代表社員 公認会計士 税理士 渡邊 芳樹

TEL.03-5575-8270 <https://www.crowe.com/jp>

COMPASSO

1968年の創業以来、将来の企業経営や個人財産の承継も含めた総合的な支援とコンサルティングを行っています。分散している自社株の後継者への集約、自社株承継に係る税金対策の他、特例事業承継税制の適用要件や活用策等、私どもに安心してご相談ください。

【設立】2004年 【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第707号
【支部】練馬、高田馬場、日本橋、川崎、横浜青葉、川越、千葉流山、千葉旭
【代表】代表社員 税理士 若林 昭子

TEL.03-3476-2233 <https://compasso.jp>

税理士法人オグリ

中部地区を中心に資産税対策を数多く手がけております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策をオーダーメイドでご提案いたします。持株会社の設立から特例事業承継税制の活用まで事業承継のプロ集団が丁寧に対応しております。

【設立】2011年 【所属】名古屋税理士会 中支部 【法人番号】第2454号
【支部】岐阜本部
【代表】代表社員 税理士 小栗 悟

TEL.052-222-1600 www.otc-oguri.com

浅木克眞税理士事務所は初代創業より65年を迎え、横浜を拠点に、事業承継税制・資産税の税務はもとより、横浜みなとみらいグループとしてコンサルタント業務・法務・人事労務・事業承継及び事業承継計画書の作成に関するサービスをトータルにサポートしております。

浅木克眞税理士事務所

【設立】2000年 【代表】税理士 浅木 克眞
【所属】東京地方税理士会
【支部】横浜南支部

TEL.045-751-2734 <http://www.asagi-tax.com/>

F C M G FUJII CONSULTING MANAGEMENT GROUP

ヒアリングに時間を掛け、お客様の意向を的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで事前対策も万全です。

【設立】1978年 【所属】関東信越税理士会 【代表】税理士 藤井 泉

TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.co.jp>

事業承継は中小企業の経営者にとって最も重要な仕事の一つです。また、その可否によって、経営者一族、社員さんや

「確かなノウハウ」がここにあります。事業を円滑に承継するためには、個人の相続対策も含めた総合的なコンサルテ

事業承継、M&A、相続に特化したアドバイザリーファームです。お客様の問題を解決する最適解を提供致します。

事業承継税制がドイツ型からイギリス型に変わり、納税猶予要件が大幅に緩和されました。この制度を使わないの

事業承継・相続のプロフェッショナルとして、企業オーナーの方々に、経営・財務、後継者、税制改正等を考慮し